

仕様書

1. 事業名

令和6年度エネルギー需給統計整備等調査事業（総合エネルギー統計関係の整備及び分析に関する調査）

2. 事業目的

総合エネルギー統計は、我が国に輸入され又は国内で生産され供給された各種のエネルギー源が、どのように転換され、最終的にどのような形態で、どの部門や目的に消費されたかという国内のエネルギー・フローを表す統計である。この統計から我が国のエネルギー需給の実態を把握・分析することができ、また、エネルギー起源CO₂排出量を算定することができる。そのため、総合エネルギー統計は、我が国のエネルギー需給実態を把握・分析し、エネルギー政策の企画・立案に活用され、また、国際エネルギー機関（IEA）への我が国のエネルギー需給に関する報告や、国連に報告する我が国の温室効果ガス排出量のうちエネルギー起源CO₂排出量の算定に使われている。

上記の様な重要性に鑑み、質の高い総合エネルギー統計を維持するための点検、考察を常に行い、必要に応じて改善措置を講じる。また、総合エネルギー統計を期日どおりに作成し、作成した総合エネルギー統計から我が国のエネルギー需給動向を適切に把握・分析して、エネルギー政策の企画・立案に資するとともに我が国のエネルギー需給に関する国民の理解の向上を図る。この様な目的の達成に向け、本委託調査を実施する。

3. 事業内容

(1) 総合エネルギー統計関係の整備

①使用統計の確認

総合エネルギー統計作成で使用している各種統計について変更がないかどうか確認し、変更があった場合には資源エネルギー庁長官官房総務課戦略企画室（以下「担当者」という。）に報告し、対応について相談する。相談の際には考え得る対応案を提示する。

②総合エネルギー統計作成を補足するための調査・分析

ア 総合エネルギー統計補足調査（電気事業者の発電量内訳調査）[統計法に基づく一般統計調査]の実施

2016年4月からの電気事業法の改正に伴う電力調査統計の改正により、総合エネルギー統計のエネルギー転換部門で使用する事業用発電の発電端電力量及び所内用電力量の統計データが得られなくなったことを補うため、「総合エネルギー統計補足調査（電気事業者の発電量内訳調査）」（以下「総合エネルギー統計補足調査」という）を実施する。総合エネルギー統計補足調査の詳細については別紙1を参照する。調査の実施に当たって必要なデータや資料は担当者から提供を受ける。

イ 総合エネルギー統計補足調査の集計結果の分析

集計結果を用いて発電種別や発電主体の業態別等の発電端電力量と所内用電力量の傾向を分析し、総合エネルギー統計への反映方法を検討する。

③総合エネルギー統計の作成

各種のエネルギー関連統計等を用いて、「総合エネルギー統計の解説2021年度改訂版」（別紙2）を参考にして、「総合エネルギー統計作成マニュアル」（別紙3）に基づいて2023年度総合エネルギー統計を作成する。作成に使用する総合エネルギー統計作成システムは、担当者から貸与を受ける。作成に当たって必要な統計等のデータについては、上記イで集計・分析した統計データを使用するとともに各統計当局等で公表しているデータを収集して使用し、公表されていないデータは担当者が収集したものの提供を受ける。

スケジュールとしては、まず、2024年8月末までに公表又は担当者より提供されているデータを用いて、2023年度総合エネルギー統計の速報を10月11日までに作成する。更に、2025年1月30日までに公表又は担当者より提供されているデータを用いて、確報を2025年2月27日までに作成する。この際、速報及び確報の作成時に2023年度値が未公表及び担当者より提供していないものについては、原則、2022年度値を代入して作成する。

④総合エネルギー統計の品質管理

総合エネルギー統計の品質の確保・向上を図るため、担当者から貸与を受ける品質管理システムを用いてエラーチェックを行い、エラーが出た場合は必要に応じて改善措置を講じる。また、品質管理システム上はエラーにならなかった場合であってもエネルギー需給動向の上動きがおかしいと思われる点が発見された場合には、その原因を追及し、対応策を検討し改善を図る。これらを踏まえ、品質管理の方法については、改善点を積極的に提案し、担当者との協議に基づき、システムの修正を施す。

スケジュールとしては、2023年度総合エネルギー統計速報については、2024年10月11日までに作成することから、エラーチェックを行った結果を10月3日までに一度報告する。また、2023年度総合エネルギー統計確報については、2025年2月27日までに作成することから、エラーチェックを行った結果を、2月20日までに一度報告する。

⑤総合エネルギー統計作成マニュアル及び総合エネルギー統計の解説改訂版の更新

2023年度の調査で更新した総合エネルギー統計作成マニュアル及び総合エネルギー統計の解説改訂版案について、修正・改善すべき点が生じた場合には、内容を更新する。総合エネルギー統計作成マニュアル及び総合エネルギー統計の解説改訂版案については、担当者から貸与を受ける。

(2) 2023年度のエネルギー需給動向の把握と分析

①エネルギー需給動向の把握

上記(1)③で作成した2023年度総合エネルギー統計をはじめとする各種エネルギー関連統計等を用いて、エネルギー源別の需給動向・時系列推移を示す図表及び一次エネルギー供給・転換・最終消費等の部門別動向を示す図表並びにエネルギー・フロー図等を作成し、2023年度のエネルギー需給動向とその特徴を示す。

②国際比較による日本のエネルギー需給構造の特徴の把握

一次エネルギー供給構成、最終エネルギー消費構成、CO₂排出構成等を経年的に国際比較し、日本のエネルギー需給構造やエネルギー起源CO₂排出構成の特徴を示す。

③エネルギー需給増減の要因分析

エネルギー源別・部門別にエネルギー需給増減の要因分析（原単位、寄与度、要因分解等）を行い、2023年度のエネルギー需給実態を明らかにする。また、一次エネルギー国内供給のGDP弾性値の変動要因についても分析を行い、GDP変動とエネルギー需給変動の関係を明らかにする。

④エネルギー起源CO₂排出量増減の要因分析

エネルギー起源CO₂排出量増減の要因分析を行い、エネルギー需給動向との関係を整理し、2023年度のエネルギー起源CO₂排出実態を明らかにする。

⑤エネルギー需給動向の取りまとめ

上記①～④の検討を踏まえ、資源エネルギー庁が公表する「2023年度エネルギー需給実績（速報）」及び「2023年度エネルギー需給実績（確報）」の概要版及び本文の原案を作成する。

以上、①～⑤については、2022年度のエネルギー需給動向の把握と分析に係る成果物を踏まえるものとし、当該成果物及びその分析方法の説明については、担当者より提供を受けるものとする。

(3) エネルギー源別標準発熱量に関する調査

① 標準発熱量2023年度改訂の調査結果の取りまとめ

令和5年度総合エネルギー統計関係の整備及び分析に関する調査で実施した発熱量実測調査において得られた発熱量データを取りまとめ総合エネルギー統計2023年度実績から適用するエネルギー源別標準発熱量を算定する。また、令和4年度の準備調査で継続検討が必要とされた一部のエネルギー源（石油製品、廃プラスチック等）等について、関係業界団体等との令和5年度中の調整を踏まえて引き続き調査を行う。

② エネルギー源別標準発熱量の改訂経緯書の更新

令和5年度総合エネルギー統計関係の整備及び分析に関する調査で改訂した「エネルギー源別標準発熱量・炭素排出係数改訂経緯書」について、最新の状況を反映して更新する。

(4) 各種エネルギー関連統計の整備及び総合エネルギー統計の課題に関する調査

①総合エネルギー統計の短期的課題に関する調査

令和5年度総合エネルギー統計関係の整備及び分析に関する調査の調査結果等を踏まえ、総合エネルギー統計の短期的課題について担当者とも相談のうえ検討を行う。

②各種エネルギー関連統計の整備に関する調査

令和5年度総合エネルギー統計関係の整備及び分析に関する調査の調査結果等を踏まえ、総合エネルギー統計作成の観点から電力やガス等の需給に関する統計の改善について担当者とも相

談のうえ検討を行う。

③総合エネルギー統計の中長期的課題に関する調査

令和5年度総合エネルギー統計関係の整備及び分析に関する調査の調査結果等を踏まえ、総合エネルギー統計の中長期的課題について担当者とも相談のうえ検討を行う。

(5) 総合エネルギー統計検討会の開催

総合エネルギー統計検討会を担当者と相談のうえ2回程度開催（オンラインや書面による開催も含まれる）し、上記（3）及び（4）の調査の状況について報告し、委員の意見を聴取する。なお、委員の委嘱手続きや謝金・交通費の支払い等の事務手続きのほか、委員の日程調整、会場の手配・準備、資料の準備、委員への事前説明なども行う。

(6) 外部からの問い合わせ等への対応

①他省庁の検討会や外部からの問い合わせ等への対応

国連気候変動枠組条約（UNFCCC）に基づき、国連に報告する我が国の温室効果ガス排出量の算定方法については、環境省の温室効果ガス排出量算定方法検討会及びその分科会において検討している。温室効果ガス排出量のうち、総合エネルギー統計から算定しているエネルギー起源CO₂排出量については、その算定方法について、同検討会のエネルギー・工業プロセス分科会において説明や意見を求められることがある。これに対応して、説明資料の作成や意見の提案を行う。

また、上記以外の他省庁の検討会や外部からの問い合わせに対して、担当者からの指示に基づき対応する。

②国際機関からの質問等への対応

ア UNFCCC事務局及び国連専門審査委員等からの質問への対応

我が国がUNFCCC事務局に報告した総合エネルギー統計から算定した数値に関して、UNFCCC事務局や国連専門審査委員から毎年7月から10月頃に寄せられる質問に対して、担当者の指示に基づき調査、回答案の作成を行う。その他、IEAや国連統計委員会等からの質問についても担当者の指示に基づき調査、回答案の作成を行う。

イ 国際機関に報告した数値の透明性の向上

我が国がIEAに報告した2022年度の我が国のエネルギー需給に関する数値（速報値）をIEAがまとめて公表する「World Energy Statistics, 2024 Edition (OECD/IEA)」の電子版の数値と、2024年4月に我が国がUNFCCC事務局に提出する2022年度実績（確報値）のCRF（共通報告様式）の数値とを比較し、相違する数値についてその相違の原因を調べ、数値の相違と原因について整理する。その上でインベントリ報告書に記載する案を作成する。

4. 留意事項

- ・ 3. (1) ② アの総合エネルギー統計補足調査を実施するに当たっては、委託契約書に記載の内容のほか、統計法上の義務（調査票情報等の適正な管理、調査票情報等の利用制限、守秘義務）や罰則が適用されることに留意し、調査票情報の使用、保管、処分等に当たって、紛失、漏えい等が生じないよう善良なる管理者の注意をもって調査票情報等の適正な管理を

行う。別紙4に示す適正な管理の例を社内規定に照らして不足する部分がある場合には、適宜措置を講じる。

- ・ 3. (2) ③と④の要因分析結果については、業界からのヒアリング等により裏付けを取る。また、ここで行った要因分析の方法についても報告書に記載する。
- ・ 3. (6) ② イの「2024年4月に我が国がUNFCCC事務局に提出する2022年度実績（確報値）のCRF（共通報告様式）」については、UNFCCCのホームページからダウンロードして使用する。しかしながら委託契約締結時点で、UNFCCCのホームページ上に掲載されていない場合は担当者から提供を受ける。
- ・ 3. (5) の総合エネルギー統計検討会の委員（15名）については、令和5年度総合エネルギー統計検討会委員を引き継ぐこととし、人事異動等により委員の変更が必要な場合には、担当者が後任者を決定する。委員のみならず会場の借り上げ等、検討会の運用に関することは担当者と相談の上決定する。
- ・ 委託業務が完了した後も納入物の引き渡し後1年間は、納入物に瑕疵があることが発見された場合には瑕疵を補修すること。
- ・ 本調査実施期間中、概ね月に一回程度状況報告を行う。

5. 事業期間

委託契約締結日から令和7年3月31日まで

6. 納入物

①総合エネルギー統計補足調査の集計結果及び分析結果

総合エネルギー統計補足調査の集計結果及び分析結果を公表用にまとめたものを納入する。納入時期については、2024年10月下旬から11月初旬を目途とし、詳細な時期については担当者と相談の上、決定する。

②2023年度総合エネルギー統計速報と確報

2023年度総合エネルギー統計速報と確報について、それぞれ1990-2023年度まで収めたファイルと統計データまでリンクされているファイルの2種類のファイルをMicrosoft Excelで作成し、速報は2024年10月11日まで、確報は暫定版を2025年2月20日まで、完成版を2025年2月27日までに納入する。ただし納入期限については状況によって変更する場合がありますので、期日が近づいたら担当者の指示に従って納入すること。

③2023年度エネルギー需給実績の原案

上記3.(2)⑤の資源エネルギー庁が公表する「2023年度エネルギー需給実績（速報）」の原案についてはMicrosoft Wordで作成し2024年10月11日までに、「2023年度エネルギー需給実績（確報）」の概要版及び本文の原案についてもMicrosoft Wordで作成し、2025年3月31日までに納入する。ただし納入期限については状況によって変更する場合がありますので、期日が近づいたら担当者の指示に従って納入すること。

④インベントリ報告書に記載する案

上記3.(6)②の「インベントリ報告書に記載する案」についてはMicrosoft Wordで作成し、2025年2月20日までに納入する。

⑤総合エネルギー統計作成マニュアル及び総合エネルギー統計の解説並びにエネルギー源別標準発熱量炭素排出係数の改訂経緯書の改訂版

上記3.(1)⑤及び3.(3)②により総合エネルギー統計作成マニュアル及び総合エネルギー統計の解説並びにエネルギー源別標準発熱量・炭素排出係数の改訂経緯書の内容を変更した場合には、変更した内容を更新した総合エネルギー統計作成マニュアル及び総合エネルギー統計の解説並びにエネルギー源別標準発熱量・炭素排出係数の改訂経緯書の改訂版を2025年3月31日までに納入する。

⑥総合エネルギー統計作成システム

上記3.(1)①等の総合エネルギー統計の改善を踏まえて修正した総合エネルギー統計作成システムを2025年3月31日までに納入する。

⑦品質管理システム

上記3.(1)④で資源エネルギー庁から貸与を受けた品質管理システムについて、必要に応じて担当者との協議に基づき修正した品質管理システムを2025年3月31日までに納入する。

⑧調査報告書

・調査報告書電子媒体（DVD-R） 1枚

調査報告書、調査で得られた元データ、委託調査報告書公表用書誌情報（様式1）、二次利用未承諾リスト（様式2）を納入する。

調査報告書については、PDF形式に加え、機械判読可能な形式のファイルも納入する。

調査で得られた元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入することとし、特に図表・グラフに係るデータ（以下「EXCEL等データ」という。）については、EXCEL形式等により納入する。

なお、様式1及び様式2はEXCEL形式とする。

・調査報告書電子媒体（DVD-R） 2枚（公表用）

調査報告書及び様式2（該当がある場合のみ）を一つのPDFファイル（透明テキスト付）に統合したもの、並びに公開可能かつ二次利用可能なEXCEL等データを納入する。セキュリティ等の観点から、資源エネルギー庁と協議の上、非公開とするべき部分については、削除するなどの適切な処置を講ずる。

調査報告書は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、資源エネルギー庁以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得る。二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、下記の様式2に当該箇所を記述し、提出する。

公開可能かつ二次利用可能なEXCEL等データが複数ファイルにわたる場合、1つのフォルダに格納した上で納入する。

◆各データのファイル名については、調査報告書の図表名と整合をとる。

◆Excel等データは、オープンデータとして公開されることを前提とし、資源エネルギー庁以外の第三者の知的財産権が関与する内容を含まないものとする。

※調査報告書電子媒体の具体的な作成方法の確認及び様式1・様式2のダウンロードは、下記URLから行う。

<https://www.meti.go.jp/topic/data/e90622aj.html>

7. 納入場所

8. 情報セキュリティに関する事項

(1) 情報セキュリティ対策

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用を行う場合、別紙5「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること。

(2) 情報管理体制

①本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、担当課室に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）を契約前に提出し、担当課室の同意を得る。なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載する。

なお、資源エネルギー庁との契約に違反する行為を求められた場合にこれを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない者を情報取扱者としてはならない。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として本事業で収集、整理、作成等した一切の情報が、担当課室が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有する。

担当課室が個別に承認した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいしないことを保証する履行体制を有する。

②本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしない。ただし、担当課室の承認を得た場合は、この限りではない。

③①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当課室へ届出を行い、同意を得る。

(3) 履行完了後の情報の取扱い

国から提供を受けた資料又は国が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従う。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管する。

9. その他

(1) 会議運営について

会議（検討会、研究会及び委員会を含む。）を運営する場合は、別紙6「会議運営について」に基づき、会議運営実績報告書を納入物とともに提出すること。